

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものとする。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

1 原子力事業者防災業務計画の協議

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見を求められたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

2 原子力防災管理者の選任等の届出の受理

原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

市は、平成25年2月1日に県央地域首長懇話会（笠間市ほか8市町村）と日本原子力発電株式会社が締結した「東海第二発電所の今後に係る重要事項等の情報提供に関する覚書」により、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する市の職員は、市長からの立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

1 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成，原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡，防災訓練の実施，緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用，周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策（避難計画の策定を含む。），広域連携などを含めた緊急時の対応等については，原子力防災専門官と平常時から密接な連携を図り，実施するものとする。

2 地方放射線モニタリング対策官との連携

市は，緊急時モニタリングの対応等については，地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り，実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 関係機関との連携強化

市は，平常時から関係機関，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 資機材等の確保

市は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 公有地の活用

市は，避難場所，避難施設，備蓄等，防災に関する諸活動の推進にあたり，公共用地，国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、県内の他の市町村、原子力事業者及び防災関係機関等と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期するため、国、県、県内の他の市町村、原子力事業者及び防災関係機関等との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・ 事業者から連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、携帯電話、業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下の原子力施設に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に備え付けるものとする。

<整備すべき資料>

ア 原子力施設に関する資料

(ア) 原子力事業者防災業務計画

(イ) 原子力事業所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

(ア) 種々の縮尺の周辺地図

(イ) 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

(エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

(カ) 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(ア) 周辺地域の気象資料（過去3年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

(イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図

(ウ) 線量推定計算に関する資料

(エ) 平常時環境放射線モニタリング資料

(オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

(カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

エ 防護資機材等に関する資料

- (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況
- (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- (ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- (イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料

- (ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- (イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う国、県、緊急事態応急対策等拠点施設、所在・関係周辺市町村及び関係機関とを結ぶテレビ会議システム、ＩＰ電話、ＩＰファックス等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するなど通信手段や経路の多様化を図るものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市は、市内全域に配備した防災行政無線の周波数を統合し、通信体制をデジタル化するとともに全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動させることにより、災害発生時の迅速な情報伝達を行うものとする。

また、災害時に水道事業者、各消防署、拠点避難所との通信網を確保するため、防災行政無線を活用し、有線及び無線による非常時の通信体制を構築するものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の原子力防災への活用を図るものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

4 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

5 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

6 保守点検等の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとするものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターが直ちに機能できるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、特定事象が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は市長が必要と認めたとき、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災

害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。

この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の推進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時環境放射線モニタリングへ参画するための体制を整備するものとする。

10 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性廃棄物保管場所の確保等）を行うものとする。

12 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留

意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、洪水等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村間の調整を図るものとされている。

さらに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、配慮するものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、公共施設及び公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、市は避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に、併せて、広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の地方公共団体からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等を図るものとする。

(7) 避難場所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者が災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有を図るものとする。

イ 災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 市は、県の協力のもと、災害時要援護者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者等避難支援プラン個別計画等の整備を図るものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。

特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における児童・生徒等（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとされている。

第 11 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報伝達における役割

市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害時に対応する状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達体制の整備

市は、地震、洪水等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

3 住民窓口の設置

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 災害時要援護者等に対する情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に考慮し、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備を図るものとする。

5 報道機関等との連携

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第 12 節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 13 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

1 原子力防災に関する知識普及と啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (7) 災害時要援護者等への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

2 教育機関に対する防災教育

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 災害時要援護者等に対する配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するものとする。

4 住民からの連絡

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5 災害記録の保存

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

6 災害教訓の活用

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第 14 節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を図り、原子力防災に詳しい人材育成に努めるものとする。

市は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じて実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえた対応策を講じるものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第 15 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、原子力事業者等、関係機関の支援のもと、

ア 災害対策本部等の設置運営訓練

イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練

ウ 緊急時通信連絡訓練

エ 緊急時モニタリング訓練

オ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練

カ 緊急被ばく医療訓練

キ 周辺住民に対する情報伝達訓練

ク 周辺住民避難訓練

ケ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県及び所在・関係周辺市町村と共同又は独自に行うものとする。

- (2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市が含まれる場合には、市は住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと、または各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を得て作成する、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4 自主防災組織等の育成

(1) 市は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や災害時要援護者等に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するものとする。

(2) 市は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底するものとする。

(3) 市は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得るものとする。

ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底

イ 災害時要援護者等の避難方法の習熟、支援者の育成

第16節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。